

国際委員会 香港視察報告

国際委員会 委員 平澤 真 (61 期)
委員 岡田 次弘 (61 期)

1 概要

2011年7月8日、当会国際委員会は理事者の意を受けて、香港の弁護士会との友好協定の締結及びその後の協力関係構築に向けた話し合いを行うことを主な目的として、香港視察を実施した。この視察には山中尚邦副会長、石井藤次郎委員長をはじめとする国際委員会のメンバー7名が参加し、現地の弁護士会との交流及び香港高等法院の見学を行った。

香港には、弁護士会が2つ存在するが、これは香港の弁護士が2種類に分けられていることに起因する。すなわち、弁護士は、バリスター（Barrister。法廷弁護士）とソリシター（Solicitor。事務弁護士）の2種類に分けられ、それぞれが独自の弁護士会を有しているためである。両者はその主な業務内容を異にしており、基本的には、ソリシターが依頼者から事案の聞き取りをした上で各事案の特徴に見合う専門性を有したバリスターを指名し、そのバリスターが当該事案について法廷活動を行うこととなっている。

これら両会と今後の友好的な協力関係構築に向けた会議を行うことが今回の視察の目的であったが、以下の通り、当日は、午前中にバリスターの会である香港大律師公會を、午後にソリシターの会である香港律師會をそれぞれ訪問させていただき、友好協定締結に向けて充実した協議をすることができた。さらには、香港律師會の訪問の前に香港高等法院訪問の機会もいただき、1日という短い時間ながら、非常に内容の濃い視察となった。

2 香港大律師公會

大律師公會がある中環・金鐘地区は、近代的な高層ビルが立ち並び、香港のビジネスの中心ともいわれる場所である。高級ホテルやショッピングモールも数多くあり、洗練された雰囲気が醸し出されていた。その中でも大律師公會は金鐘駅から近く、また、香港高等法院とつながった建物の中にあり、非常に立地条件の良い場所にある。



会議では、弁護士資格取得までの制度、弁護士の広告宣伝規制などといった多様な論点について積極的な意見交換がなされ、法曹界がかかえる共通の問題に新たな視点を与える、非常に実りあるものとなった。

例えば、大律師公會は近時、北京大学と提携して同大学の学生に香港での実務を体感できるプログラムを提供したとのことであったが、これは香港での資格取得を目的とした教育ではないものであり、他の国や地域で法曹を目指す学生に弁護士会が機会を提供するものであるという点で、弁護士会による教育への取組みに新たな視点を与える可能性が感じられた。他方、英国の伝統である法廷でのかつらを公共の場で着用してはならないという規制は、一見、日本では生じない論点かと思われたが、その規制の理由は公共の場におけるかつらの着用が宣伝活動になるためであるとのことであり、背景にある弁護士の広告宣伝活動規制という問題意識は共有しうるものであると思われた。

なお、大律師公會は、これまで外国の弁護士会との友好協定は締結していないとのことであり、当会と友好協定を締結することになれば、大律師公會と外国の弁護士会との最初の友好協定となる。

3 香港高等法院

大律師公會とのランチの後、香港高等法院を訪問した。この訪問は香港律師會の助力により実現した。高等法院の建物は非常に近代的で、メインロビーには市街地を望む大

きな窓があり、開放的な雰囲気が作り出されていた。

ここではまず裁判官のファン判事から、昨今の紛争・裁判の傾向や外国判決（特に、日本の裁判所の給付判決）の承認をはじめ様々な問題について説明を受けた。ファン判事は、時にジョークも交えつつ、非常に明解な解説をして下さる方であり、質疑応答の際には、実務・理論の両面にわたる複雑な質問に対しても、非常に明快な回答をされ、その分かりやすさに、感動を覚えずにはいられなかった。

続いて傍聴した民事法廷では、英国法制度の影響を目の当たりにすることとなった。その1つが、裁判官とバリスターが着用していた金髪のかつらとローブである。先の広告規制の例からもうかがえるように、金髪のかつらとローブという格好が「伝統」として守られている様子がうかがえた。もう1つは、英語での口頭弁論である。この口頭弁論は書面に頼らずになされ、裁判記録も口頭でなされた弁論を基に作成されるというものであり、非常に新鮮に感じられた。

4 香港律師會

高等法院の視察後、ソリシターの会である香港律師會を訪問したが、同会もまた、中環・金鐘地区にある建物に入っており、香港のビジネスの中心地に所在しているといえる。律師會の建物内部也非常に近代的で洗練された印象であった。この建物の中には律師會専用のバーもあり、会議後にはそこでワインを振舞っていただくというおもてなしを受けた。会員同士の交流に役立つばかりか、来訪者をもてなすことが出来るこのような施設が弁護士会にあることに驚かされるとともに、東京弁護士会にも、是非ともそのような施設を作って欲しいと思わずにはいられなかった。

律師會との会議においても、外国弁護士の香港進出、弁護士資格取得までの制度、仲裁の活用状況をはじめ、様々な論点について有意義かつ有益な情報交換ができた。



香港律師會にて



香港高等法院 外観

律師會からの説明によると、同会の会員数は8000人を超え、また、1400人を超える外国法事務弁護士が登録しており、特に近年、中国大陸及び米国の弁護士が増加傾向にあるとのことである。そのような中、現在、香港に事務所を開設している日本の弁護士事務所はなく、律師會に登録している日本法の弁護士もわずか9人に過ぎないとのことであった。日本と香港の経済関係からすれば、この人数はあまりにも少ないものであり、律師會側からは日本法弁護士の香港への進出を期待しているとの声もいただいた。

友好協定に関しては、律師會はこれまでも海外の弁護士会とのそのような関係構築を積極的に進めてきており、チェコや台湾の弁護士会と覚書を締結したほか、調印に向けて準備中の外国弁護士会が複数あるとのことであった。

5 感想

1日という限られた時間ではあったが、非常に有意義な意見交換が行われ、結果として、大律師公會、律師會のいずれからも、友好協定締結に向けて非常に積極的な態度を表明していただき、両会と東京弁護士会の関係が今後間違いなく発展していくであろうという、大きな手応えが感じられた訪問となった。

両会とも我々を非常に温かく迎えてくださり、会議のほか食事にもご招待いただくなど、カジュアルな形で親睦を深めさせていただいた。香港が、国際法務の場面でプレゼンスを保っている理由は、単に英語による意思疎通が図れるということだけでなく、海外との交流に弁護士や弁護士会が積極的であることも大きな理由なのではないかと思われた。今後、具体的な交流活動を通じて、そのような姿勢を学んでいきたいと感じさせられた視察であった。